

專用水道

2 1 専用水道布設工事の確認申請 (法第32条)

(1) 確認申請の該当要件

専用水道の布設工事（新設・改造）を行おうとする場合。
（布設工事を伴わない場合は、対象外）

(2) 確認申請の時期

布設工事着手前（確認を得た後に工事に着手すること）。

(3) 申請先

（知事所管（施設所在地が町村）の場合）保健所経由で知事へ提出。
※国の施設については厚生労働大臣へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

(5) 提出様式

「様式第21号」による。

番 号
年 月 日

熊本県知事 ○○○○ 様

申請者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)
水道事務所の所在地

専用水道布設工事確認申請書

○○専用水道布設工事（新設・増設・改造）をしたいので、水道法第32条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて確認申請します。

目 次

	頁
1 布設工事の目的	
2 一日最大給水量及び一日平均給水量	
3 水源の種別及び取水地点	
4 水源の水量の概算及び水質試験の結果	
5 水道施設の概要	
6 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造	
7 浄水方法	
8 工事の着手及び完了の予定年月日	
9 水の供給を受ける者の数を記載した書類	
10 水の供給が行われる地域を記載した書類	
11 添付図面	

1 布設工事の目的

※ 専用水道を布設（新設・増設・改造）する目的及び理由を記載すること。

2 一日最大給水量及び一日平均給水量

※ 算出根拠を明示すること。

3 水源の種別及び取水地点

※ 水源の種別が次の区分により明示されていること。

- ・ 河川水（自流水）
- ・ 湖沼水（自流水）
- ・ ダム水（放流水を含む）
- ・ 伏流水（河川水が地下に伏流したもの）
- ・ 浅層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ・ 深層地下水（第一不透水層より表層部の地下水）
- ・ 湧水
- ・ 水道用水供給事業から供給を受ける水
- ・ その他（海水、ため池等）

※ 取水地点は、地番、地先名等で明示すること。

※ 地下水にあつては、井戸深度と採取深度も含めるものとする。

※ 水源が2箇所以上あれば、それぞれの水源について記載すること。

※ 表流水、伏流水にあつては水利権の許可年月日、許可番号を記載すること。

4 水源の水量の概算及び水質試験の結果

（1）水源の水量の概算

※ 取水許可が必要なものは許可水量と計画取水量、それ以外のものは揚水試験等から得られた取水可能量と計画取水量を記載すること。

（2）水質試験の結果

※ 水源において水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで過去1年以内に行った原水の全項目試験（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味は省略可。）の結果（四半期毎）を添付すること。

※ 必要に応じて実施したその他の項目の水質試験結果が記載されていること。本試験における水質基準項目の試験方法については、検査方法告示に準じて行うこと。

※ クリプトスポリジウム等の指標菌の試験結果とともに、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源についてはクリプトスポリジウム

ム等の試験結果についても記載されていること。

5 水道施設の概要

※ 水道施設の全体構成及び体系、主要施設の容量・能力、主要施設の概要について簡潔に述べること。(フローシートを添付すること)

6 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造

※ 水道施設について、その設置場所、標高、水位(変動する場合は高水位及び低水位)、規模(容量、寸法等)、構造(形状、材質、形式等)を記載すること。

7 浄水方法

※ 工程毎に処理の主要諸元(薬品注入量、滞留時間等)を記載すること。

8 工事の着手及び完了の予定年月日

9 水の供給を受ける者の数を記載した書類

※ 居住者・従業員・来訪者等、給水対象種別毎に給水人口を記載すること。

10 水の供給が行われる地域を記載した書類

※ 給水が行われる施設を名称及び地名で示すとともに、主な用途を明記する。

11 添付図面

※ 図面目録を付し、次の地図及び図面を添付する。

①「水の供給が行われる地域を示した図面」

②「水道施設の位置を明らかにする地図」

③「水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図」

④「主要な水道施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図」

⑤「導水管きょ、送水管並びに給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図」

※ 上記①～②は一樣の図面とし、当該給水の範囲、各水道施設(取水、導水、浄水、送水、配水池、配水本管等)を示すこと。

※ 上記④の「主要な水道施設」とは、取水堰、取水門、取水塔、浅井戸、深井戸、接合井、ポンプ樹、沈砂池、凝集池、沈澱池、ろ過池、浄水地等、配水池、配水塔、高架タンク、圧力水槽とする。

※ 上記⑤の平面図には、測点、管種、管径、延長、制水弁、消火栓、中継

ポンプ場等の位置を明示すること。

縦断面図には、測点区間距離、管中心、地盤高、静水位、動水位を明示すること。

※ 増設・改築の場合は、増設・改築を行う施設を明示すること。

(参考)

専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう(※)。

①百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

②その水道施設において、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供する一日最大給水量が20立方メートルを超えるもの

※ 政令で定める下記の基準をすべて満たす場合は専用水道に該当しない。

・他の水道から供給を受ける水のみを水源とする

・地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1500メートル以下

・地中又は地表に施設されている水槽の有効容量合計が100立方メートル以下

その他、専用水道における一日最大給水量の算定の考え方については、平成14年3月27日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡(P117に掲載)を参照。

2 2 専用水道の届出

(1) 届出の該当要件

現に給水を行っている水道で、水道施設の布設工事を伴わずに、新たに専用水道に該当するに至った場合。

(例)

- ①居住人口が100人以下であった施設が、その後100人を超えることとなった場合
- ②生活の用に供する一日最大給水量が20立方メートル以下であった施設が、その後の水需要増により20立方メートルを超えることとなった場合

など。

※ 滅菌設備の整備等、新たな施設整備が必要となる場合は、「専用水道布設工事の確認申請」が必要となるので注意。

(2) 届出の時期

専用水道に該当する事実が発生後、速やかに届け出ること。

(3) 提出先

(知事所管(施設所在地が町村)の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第22号」による。

専用水道届

下記水道施設が、新たな水道施設の布設工事を伴わずに、新たに専用水道に該当することとなったのでお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

記

- 1 専用水道の名称
- 2 水道事務所の所在地、名称及び所管課
- 3 専用水道に該当する主な理由
- 4 添付書類

※専用水道布設工事確認申請書に準じる。

(既存施設のままで施設基準に適合すること、並びに水質基準に適合することを確認できる資料を添付すること)

2 3 専用水道の休止（又は廃止）の届出

(1) 届出の該当要件

専用水道を休止又は廃止した場合。

(2) 届出の時期

専用水道の休止又は廃止の事実発生後、速やかに提出。

(3) 提出先

(知事所管（施設所在地が町村）の場合）保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

(5) 提出様式

「様式第23号」による。

専用水道の休止（又は廃止）届

〇〇専用水道について、下記理由により休止（又は廃止）したのでお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）
氏 名 （主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

記

- 1 休止又は廃止の理由
- 2 休止又は廃止の年月日
- 3 給水再開の予定年月日（休止の場合）
- 4 添付図（休止又は廃止する施設、区域を着色区分したもの）

2 4 専用水道の給水開始の届出 (法第34条)

(1) 届出の該当要件

専用水道布設工事の確認が行われた施設を供用し、給水開始しようとする場合。

(2) 届出の時期

給水開始する前に予め届け出ること。

(3) 提出先

(知事所管(施設所在地が町村)の場合) 保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第24号」による。

専用水道の給水開始届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について水道施設が完成し、給水を開始したいので、水道法第34条において準用する法第13条の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)
氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

(添付書類)

- 1 新設、改築した水道施設の名称、規模及び構造
※ 供用開始しようとする水道施設について記載すること
- 2 給水開始予定年月日
※ 今回給水開始しようとする予定年月日を記載すること。
- 3 給水人口
※ 計画給水人口(確認時給水人口)及び今回給水人口を記載すること。
- 4 水質検査成績書
※ 採取場所は、当該新設、増設又は改造に係る施設を経た水道水の末端(必ずしも給水栓を意味しない)とする。
※ 系統が複数存在する場合は、それぞれに検査すること。
- 5 施設検査成績書
※ 供用開始しようとする水道施設の「浄水及び消毒の能力」「流量」「圧力」「耐力」「汚染並びに漏水」について、検査結果を示すこと。
- 6 平面図
※ 既給水区域、今回給水開始しようとする区域を色分けして示すこと。
※ 主な水道施設を明示すること。
※ 水質検査のための採水場所を示すこと。

25 専用水道の記載事項変更の届出 (法第33条第3項)

(1) 届出の該当要件

専用水道布設工事確認申請書に記載した、申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、水道事務所の所在地に変更があった場合。

(2) 届出の時期

記載事項の変更の事実発生後、速やかに届出。

(3) 提出先

（知事所管（施設所在地が町村）の場合）保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

(5) 提出様式

「様式第25号」による。

専用水道記載事項変更届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、下記のとおり記載内容に変更が生じたので、水道法第33条第3項の規定に基づきお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 (主たる事務所の所在地)

氏 名 (主たる事務所の名称
及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

記

1 専用水道の名称

旧
新

2 申請者の住所 (法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地)

旧
新

3 申請者の氏名 (法人又は組合にあっては事務所の名称及び代表者の氏名)

旧
新

4 水道事務所の所在地

旧
新

26 専用水道の第三者委託契約締結（又は失効）の届出

（法第34条第1項）

（1）届出の該当要件

専用水道の設置者が、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託（又は委託契約が失効）した場合。

（2）届出の時期

第三者委託契約締結（又は失効）後、遅滞なく提出。

（3）提出先

（知事所管（施設所在地が町村）の場合）保健所経由で知事へ提出。

（4）提出部数

知事あての提出部数は、2部（内保健所1部、知事1部）とする。

（5）提出様式

「様式第26号」による。

専用水道の第三者委託契約締結（又は失効）届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、第三者委託契約を締結（又は失効）したので、水道法第34条第1項において準用する同法第24条の3第2項の規定に基づき、関係書類を添えてお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）
氏 名 （主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

（添付書類）

- 1 水道管理業務受託者の住所及び氏名
※ 法人、組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 2 受託水道業務技術管理者の氏名
※ 資格を確認できる書類を添付のこと。
- 3 委託した業務の範囲
※ 委託した施設名及び委託業務の内容を詳細に記載すること。
- 4 契約期間
※ 業務委託期間を記載する。
- 5 委託契約書
※ 委託契約書の写しを添付する。
- 6 契約の効力を失った理由
※ 契約失効の場合に記載する。

27 専用水道の水道技術管理者設置(変更)の届出

(法第34条第1項)

(1) 届出の該当要件

水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき専用水道の水道技術管理者を設置(変更)した場合。

(2) 届出の時期

専用水道技術管理者の設置(変更)の事実発生後、速やかに届出。

(3) 提出先

(知事所管(施設所在地が町村)の場合)保健所経由で知事へ提出。

(4) 提出部数

知事あての提出部数は、2部(内保健所1部、知事1部)とする。

(5) 提出様式

「様式第27号」による。

専用水道の水道技術管理者設置（変更）届

元号〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で確認を受けた〇〇専用水道について、水道法第34条第1項において準用する同法第19条第1項の規定に基づき水道技術管理者を設置（変更）したのでお届けします。

元号〇〇年〇〇月〇〇日

熊本県知事 〇〇〇〇 様

届出者住所 （主たる事務所の所在地）
氏 名 （主たる事務所の名称
及び代表者の氏名）

記

- 1 専用水道の名称
- 2 申請者の住所（法人又は組合にあっては主たる事務所の所在地）
- 3 水道技術管理者の氏名
- 4 設置（変更）年月日
- 5 水道技術管理者の学歴及び水道に関する技術上の実務経験
- 6 添付書類
水道技術管理者の資格を有することを証する書面
（履歴書、水道法施行規則第14条第3号に定める厚生大臣が認定する講習の修了証書の写し等）

参 考 资 料

事務連絡
平成14年3月27日

各
〔都道府県
保健所設置市
特別区〕
水道行政担当部（局）御中

厚生労働省健康局水道課

国の設置する専用水道における一日最大給水量の算定の考え方について

平成14年4月1日から改正水道法が施行されることに伴い、人の飲用等の目的に供給される水について、その1日最大給水量が20立方メートルを超える施設については、新規に専用水道としての規制を受けることになる。

このことについて、国の設置する水道施設で新規に専用水道に該当するものについては、その一日最大給水量の算定の当面の考え方を別紙のとおり定めたので、参考として情報提供いたします。

国の設置する新規専用水道における一日最大給水量の算定の考え方

国の設置する新規専用水道における一日最大給水量算定の考え方は、当面、次によることとする。

① 現在の水道施設が設計されたときの設計上の必要水量を一日最大給水量とする。

ただし、プールや浴場用については、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とする。また、食品等の製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外する。

② 現在の水道施設が設計されたときの設計上の算定水量が存在しない場合、自己水源取水量、水道水受水量等から算定した水量を一日最大給水量とする。

ただし、プールや浴場用については、付帯設備も含め、当該水量を除いた値とする。また、食品等の製造工程での使用等に係る水量についても算定対象から除外する。

③ ②の場合において、取水量（給水量）の全部又は一部が不明な場合、不明な部分については実測等によるほか、実績使用者数、一日平均使用時間、単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定することで一日最大給水量を算出する。

この場合、実績使用者数、一日平均使用時間等が不明な場合は、設置者が適切に設定したものにより算出することとする。

④ 一日最大給水量を設置者が算出する場合は、実測等によるほか、以下の資料などが参考になると思量される。

- ・建設省大臣官房官庁営繕部監修 建築設備設計基準・同要領
- ・空気調和・衛生工学便覧 4. 給排水衛生設備設計編
- ・簡易水道国庫補助に係る施設基準
- ・日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2）」など

